

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第552号)

平成20年7月18日

横情審答申第552号

平成20年7月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成20年2月14日安港北第2315号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「救急活動記録票（特定年月日 特定時分受信 日吉救急隊）及び傷病者収容書（特定年月日 特定時分搬送 日吉救急隊）」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「救急活動記録票（特定年月日 特定時分受信 日吉救急隊）及び傷病者収容書（特定年月日 特定時分搬送 日吉救急隊）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「救急活動記録票（特定年月日 特定時分受信 日吉救急隊）及び傷病者収容書（特定年月日 特定時分搬送 日吉救急隊）」（以下併せて「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年1月4日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報について、実施機関は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報のうち、救急活動記録票の備考欄3の記載については、事実確認のため、当時の救急隊員から聞き取りを行ったが、記憶に残っておらず、その他の記録も残っていない。そのため、当時救急隊員が本人から聴き取った内容を記載したものである当該情報に誤りがあると判断できる根拠がないため、非訂正とした。
- (2) 救急規程（平成4年6月消防局達第12号。以下「規程」という。）第19条第3項では、担当医師の所見に関して、「救急隊長は、・・・所見を得る場合で、長時間を要すると認めるときは、救急活動終了後電話等により当該所見を得ることができる。」と規定しており、このような場合には、当然、傷病者収容書に医師の署名を得ることはできないので、電話等により所見を得た旨と、担当医師の氏名を記載することとなる。
- (3) 本件個人情報のうち、傷病者収容書中の医師署名欄の記載については、上記規定に基づき、当該傷病者収容書に救急活動終了後に、電話連絡をして所見を得た旨と、担当医師の氏名を記載したものであり、誤りではないので、非訂正とした。
- (4) 本件個人情報のうち、傷病者収容書中の初診時傷病程度欄の記載については、救

急活動終了後に電話連絡をして得た、医師による所見を記載したものである。異議申立人（以下「申立人」という。）は、入院に関する資料を示しているが、当該傷病者収容書の初診時傷病程度欄については、当時、医師が初診時にその傷病程度を診断した所見を聴き取って記載したものであって、記載に誤りがあると判断できる根拠がないため、非訂正とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 救急活動記録票中の備考欄3の記載の削除を求める。

ア 当該記載は事実無根であり、事実と異なる。

イ 私は、事故当日、搬送先の病院の救急室で、事故から数時間後に看護師から「タクシーにぶつけられたのですよ」と言われて、初めてタクシーに衝突されたのを知った。

ウ 退院した日に、港北警察から電話を受けて、加害者がタクシーの運転手であったことを知らされた。

エ 港北警察で取調べ中に、私の後ろを車で走行していた女の人が事故を目撃したと証言した、と巡査から知らされた。その後警察によると、この目撃者とされる女の方は、私は彼女に「後ろからタクシーにやられたと何度も言った」とか、「救急隊員が私を運ぶのを手伝った」とか、私に「大丈夫ですか」と声をかけたとか、言ったそうだ。これらは全て嘘である。私はこの目撃者とされる人と顔をあわせなかったし、救急隊員のほか誰も私に声をかけた人はいなかった。また、私は失神していなかった。

オ 救急隊員からは一番最初「どこが痛いですか」と外で聞かれただけで、救急車内では、名前等、個人情報的な質問はされたが、事故についての質問は一切されなかった。

カ もし第三者から事故の状況を聴取しなかったのなら、きっと隊員は、タクシーの傷跡（破損や擦過状況）を見て、勝手に「タクシーと衝突した」と判断してしまったものと考えられる。

キ 私は後ろから追突されて、自転車から投げ落とされた。救急活動記録票に記述されているように、私は救急車が到着するまでずっと、仰臥位でいたので、加害者の車は全然見なかったし、加害者の車がタクシーだったことも勿論知らなかつ

た。私はタクシーを見なかった。

- (2) 傷病者収容書中の医師署名欄について、救急隊員が電話で確認したとされる医師自らが署名することを求める。

ア 医師自らの署名がない。日吉消防出張所長は、救急隊員がサインしたと認めた。

イ 規程第19条第2項には、「傷病名及び傷病程度に係る担当医師の所見を得るものとする」、本条第3項では「・・・電話等により所見を得ることができる」とあるが、医師の署名までしてもよいとは記述されていない。

ウ 署名はあくまでも本人がすべきものだが、他の者が本人の名前を本人に代わって署名している。しかもこの場合、誰が医師に代わって署名しているのかさえ分からない。規程第19条の誤用であり、刑法（明治40年法律第45号）第159条第1項の違反である。

- (3) 傷病者収容書中の傷病程度欄について、「軽症」を「中等症」に訂正するよう求める。

ア 医師が患者に下した判断「入院を要す」と正反対で、事実と違う。

イ 搬送先の病院に収容されて、まだ救急室にいる時、看護師を通じて医師に入院するように勧められた。入院しなくてもよいとは言われなかった。翌朝、医師に1、2週間入院するように言われ、結局4日間入院した。

5 審査会の判断

- (1) 本件個人情報について

本件個人情報のうち救急活動記録票については、規程第36条に基づき、申立人に関し特定年月日に行った救急活動の内容について救急隊が記録したものであり、救急隊名、発生場所、傷病者氏名、搬送先、現場観察、備考等が記載されている。また、本件個人情報のうち傷病者収容書については、規程第19条第2項に基づき、上記救急活動において救急隊が申立人を医師に引き継いだ際に、担当医師から傷病名及び傷病程度に係る所見を得た記録であり、救急隊名、搬送日時、傷病者氏名、傷病名、収容医療機関名、医師氏名、初診時傷病程度等が記載されている。

- (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。さらに、訂正請

求の手續について、条例第35条では、「訂正請求は、・・・訂正請求書・・・及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。」と規定している。

イ 救急活動記録票について、申立人は、備考欄中の事故の状況の記載（以下「本件事故情報」という。）に関し、申立人は事故の状況を後に知らされたのであるから、救急活動の当時に申立人が救急隊に対して事故の状況を述べたように記載されている本件事故情報は事実と異なるとして、削除を求めている。これに対し実施機関は、当時、救急隊員が本人から聴き取った内容を記載したものである当該情報に誤りがあると判断できる根拠がないため非訂正としたとしているので、以下検討する。

ウ 救急隊は、救急業務の一環として、規程及び横浜市消防局救急課（現横浜市安全管理局救急課）が作成した「救急活動要領」に従って本件の救急活動記録票を記載するものであり、また、事故の状況に関して利害関係を持つものでもないから、特段の反証がない限り、その記載内容は事実であるとの一応の推定ができるものといえる。一方、申立人は、当時、事故の状況については救急隊から何も尋ねられず、自ら告げることもしなかった等と述べているが、申立人がそのように主張しているということのみでは、当時、救急隊員が本人から聴き取った内容を記載したものであるとの推定が覆されるものではない。そのため、事故の状況について、救急活動記録票の記載内容が事実であるとの推定を覆す資料等がない以上、本件事故情報が事実でないということとはできず、訂正請求に理由があるとまでは認められない。

エ また、傷病者収容書のうち医師氏名について、申立人は、規程第19条第2項に基づく傷病者収容書の様式（第3号様式）では医師署名を求めているにも関わらず、本件の傷病者収容書に医師自らの署名がないのは誤りであるとして、医師による署名を求めている。これに対し実施機関は、医師氏名については、規程第19条第3項に基づき、救急活動終了後に電話連絡をして所見を得た旨と、担当医師の氏名を傷病者収容書に記載したものであり、誤りではないため、非訂正としたとしているので、以下検討する。

オ 規程第19条第2項では、「救急隊長は、傷病者を医師に引き継いだときは、傷病者収容書（第3号様式）により、当該傷病者の傷病名及び傷病程度に係る担当医師の所見を得るものとする。」と規定され、さらに、同条第3項では、「救急

隊長は、前項に規定する所見を得る場合で、長時間を要すると認めるときは、救急活動終了後電話等により当該所見を得ることができる。」と規定されている。

ところで、傷病者収容書（第3号様式）には医師署名欄があるものの、規程第19条その他においても、当該署名欄の取扱いについては特に示されていない。しかし、傷病者を医師に引き継いだ際に、担当医師の所見を得るために長時間を要すると認めるときは、同条第3項に基づき、救急活動終了後電話等により当該所見を得ることとなるが、このような場合には傷病者収容書に医師の署名を得ることはできないと考えられる。実施機関によれば、このような場合には、救急隊が、電話等により所見を得た旨と担当医師の氏名を傷病者収容書に記載する取扱いとしているとのことであり、このような取扱いは、引継ぎの記録という傷病者収容書の性質から見て特段不合理ではないといえることができる。本件の傷病者収容書についても、上記の取扱いに従い、電話等により所見を得た旨と担当医師の氏名が記載されていた。そのため、本件の傷病者収容書に医師の署名がないことをもって、当該医師署名欄の記載が事実でないということとはできず、訂正請求に理由があるとは認められない。

カ また、傷病者収容書のうち初診時傷病程度欄について、申立人は、医師の勧めにより入院したのであるから、初診時傷病程度欄の軽症（入院を要せず）との記載は誤りであると主張し、初診時傷病程度欄の記載を中等症（入院3週間未満）と訂正するよう求め、事故当日から実際に入院していたことを裏付ける資料を提出している。これに対し、実施機関は、初診時傷病程度については、当時、医師が初診時に傷病程度を診断した所見を聴き取って記載したものであって、記載に誤りがあると判断できる根拠がないため、非訂正としたとしているので、以下検討する。

キ 前記ウと同様、救急隊は、救急業務の一環として、規程に従って本件の傷病者収容書に記載するものであり、また、初診時傷病程度に関して利害関係を持つものでもないから、特段の反証がない限り、その記載内容は事実であるとの一応の推定ができるものといえる。なお、傷病者収容書の初診時傷病程度欄は、傷病者を医師に引き継いだ際の担当医師の初診時の所見を記載するものであるから、仮に、後に医師の所見が変化したような場合であっても、さかのぼって初診時傷病程度欄の記載を訂正することは要しないと考えられる。

申立人が提出した資料から、申立人が実際に入院したことは明らかにされてい

るが、そのことにより、必ずしも、初診時傷病程度欄の記載が、当時、医師が初診時に傷病程度を診断した所見を救急隊が電話で聴き取った内容を記載したものであるとの推定が覆されるものではない。そのため、初診時傷病程度欄の記載内容が事実であるとの推定を覆す資料等がない以上、当該記載内容が事実でないということとはできず、訂正請求に理由があるとまでは認められない。

ク したがって、本件訂正請求にはいずれも理由があるものと認めることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-------------------------|
| 平成 20 年 2 月 14 日 | ・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理 |
| 平成 20 年 2 月 22 日 (第121回第二部会) 平成 20 年 2 月 28 日 (第123回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成 20 年 3 月 7 日 (第55回第三部会) | ・諮問の報告 ・審議 |
| 平成 20 年 4 月 3 日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成 20 年 4 月 4 日 (第56回第三部会) | ・審議 |
| 平成 20 年 4 月 8 日 | ・異議申立人から意見書(追加)を受理 |
| 平成 20 年 4 月 18 日 (第57回第三部会) | ・審議 |
| 平成 20 年 4 月 30 日 | ・異議申立人から意見書(追加)を受理 |
| 平成 20 年 5 月 9 日 (第58回第三部会) | ・審議 |
| 平成 20 年 5 月 30 日 (第59回第三部会) | ・審議 |
| 平成 20 年 6 月 20 日 (第60回第三部会) | ・審議 |
| 平成 20 年 6 月 30 日 | ・異議申立人から意見書(追加)を受理 |
| 平成 20 年 7 月 4 日 (第61回第三部会) | ・審議 |